Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-08-03

国際司法裁判所における訴えの取下げ : 和解との関連で

李, 禎之

(Citation)
神戸法學雑誌,49(4):167-212

(Issue Date)
2000-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81004932

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004932

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌　第四九巻第四号　二〇〇〇年三月

国際司法裁判所における訴えの取下げ

――和解との関連で――

李　禎之

はじめに
一　国際司法裁判所規則における訴えの取下げと和解の位置
（一）　規定の変遷
（二）　訴えの取下げと和解の関係――理論的考察
二　訴えの取下げに関する国際司法裁判所の役割とその評価
（一）　和解の存在と国際司法裁判所の裁量的対応
（1）　国際司法裁判所規則八八条の適用
（2）　訴え取下げの促進
a　間接的促進――訴訟手続期限の延長及び延期
b　直接的促進――国際司法裁判所規程四八条に基づく訴訟指揮
（二）　訴えの取下げに対する国際司法裁判所の立場――「当事者意思の尊重」を中心に

結びにかえて

はじめに

国際紛争の平和的処理[1]は、外交的手続と裁判手続とに大別され[2]、前者は当事者の合意による処理手段であり[3]、後者は第三者の決定による処理手段であるとして対置されてきた。そして、紛争当事国の「合意」を二重の意味において排除していくことが国際裁判の発展を意味すると一般に考えられてきたのである。つまり、手続的側面においては各国が強制的管轄権に同意すること、すなわち選択条項（国際司法裁判所規程三六条二項）の受諾によって管轄権の同意原則を形骸化していくことが、国際社会における裁判所の役割を高めるものと考えられたのである。他方、実体的側面においては、裁判は「法による解決」を実現するものであり、解決案に対する「妥協」は排除されるべきであるとされた[4]。したがって、ここでは和解は妥協と同義のものとして、少なくとも「司法的解決」とは異質なものとみなされたのであった[5]。

これらのことは、裁判所に対する紛争当事国のコントロールを制限すること、換言すれば当事者意思からの独立性を裁判所に確保することが国際裁判制度の発展をはかるメルクマールとされてきたことを示しているのである。

こうした理論上の分類の影響をうけて、決定による処理を担う最も高度化した手続とされる国際司法裁判所は、「法を基準として各紛争当事国の権利及び義務を確定する最終的且つ拘束的な判決を下すことによって付託された紛争を処理すること[6]」すなわち、訴訟主題に対し現行法を適用して「判決（judgment）」を下すことがその任務であると伝統的に考えられてきたといえよう。

しかし、国際司法裁判所の機能をこのように限定的に捉える必然性はないように思われる。なぜなら、紛争処理手続を理論上どう分類するかは論者の自由といえるが、そもそも手段というものはそれ自体としては価値自由なも

のであり、手続の形式がその機能を決定するとは必ずしもいえないからである。しかも、実際の紛争処理の場面では、一見したところ伝統的な司法機能観からは逸脱するような実行がみられるのであり、そのことが裁判所の権限（power）の問題、つまり権限踰越（excès de pouvoir）の問題として論争の対象となる場合もある。

したがって、伝統的な分類の限界を踏まえつつ、国際社会における裁判所の機能について再考してみることも無意味ではないであろう。そして、その際には国際裁判における紛争当事者の「合意」の位置付けが、一つの重要な基準を提供するように思われるのである。

本稿は、国際司法裁判所が紛争当事者の「合意」ひいては「意思」を裁判過程においてどう位置付けているのかを訴訟終了の局面から考察することによって、国際司法裁判所の機能を解明する手がかりとするものである。

国際司法裁判所の訴訟終了については、訴訟法上、二つの方式が予定されている。その一つは、裁判所の行為による訴訟終了つまりは判決である。しかし、本稿ではこの問題に触れることはない。たしかに、判決においても当事者の「合意」の位置付けについて問題となるが、これは広範な問題を含んでおり、紙幅の都合上も別の機会に検討を行うものとしたい。

本稿はもう一つの訴訟終了方式を中心として考察を進めていくことにする。それは、当事者の行為による訴訟終了であり、現在、国際司法裁判所において判決以外の訴訟終了方式は訴訟法上「訴えの取下げ（discontinuance）」と総称されている[7]。それでは、当事者による訴訟の終了において、当事者の「合意」ひいては「意思」はどう位置付けられているのであろうか。ここでの問題は、紛争当事者による訴訟終了の際に裁判所を規律する原理は何に求められるのかということであり、とりわけ裁判所がその際に和解にどの程度意義を認めているのかということにある。

以下、先ず訴訟法（国際司法裁判所規則）において訴えの取下げと和解がいかなる位置を占めているのかを検討

する。このことによって、訴えの取下げと和解の訴訟法上の関係及び紛争当事者による訴訟終了方式に対する国際司法裁判所規則のアプローチを明らかにする。

次に、国際司法裁判所が訴えの取下げに際し和解を考慮したと思われる事例を検討する。このことによって、国際司法裁判所が訴訟終了に関して如何なる役割を果たしているのかを明らかにし、そのことをどのように評価すべきかを考察することにしたい。

一　国際司法裁判所規則における訴えの取下げと和解の位置

国際司法裁判所の訴訟法（裁判所の訴訟運営を規律する法規）は、裁判所規程と裁判所規則（以下、規程及び規則と略）である。[8] しかし、規程には、判決以外の訴訟終了方式に関する条文はない。このことに関しては、規則においてのみ規定されている。しかも、現行規則（七八年規則）においては、判決以外の訴訟終了方式として訴えの取下げのみを規定しており（八八条、八九条）、和解は、明文上、八八条二項に関連規定を持つにとどまる。[9] つまり、国際司法裁判所は和解それ自体が訴訟を終了させ得る法制度をとってはいない。[10] しかし、裁判所がなぜこのような法制度を持つに至ったのか、そして、訴えの取下げと和解が如何なる関係にあるのかについては、条文から必ずしも明確ではない。

それでは以下、第一節では、規則の改正に沿って訴えの取下げと和解に関する規定を検討する。ここでは、規則上、訴訟係属中に起った裁判外の和解がどのように捉えられてきたのかを中心に、訴え取下げの規定を分析することにする。次に二節で、訴えの取下げと和解の関係を理論的に考察することにより、訴訟終了に対する規則のアプローチを評価することにしたい。

以上のことを通じて、規則における両者の関係を明らかにしたいと考える。

（一）　規定の変遷

一九二二年規則[11]

起草当初、（暫定）事務局草案は同意判決（consent judgment, jugements d'accord）の規定を置いていた[12]。しかし、アルタミラ判事（Judge Altamira）から「当事者は提訴後に事件を取下げる権利（the right to withdraw a case）を持つかどうか」という疑問が出され（彼自身は否定的に解していた）[13]、それを受けた手続委員会（Committee on Procedure）は当事者の合意による取下げを認める条文を起草したのであった[14]。その後、同問題は全裁判官からなる全体会議（Full meeting of the Court）に付託されたが[15]、そこでも「裁判所の管轄権は当事国の意思を基礎としており、当事国の意思はあらゆる状況においても尊重されるべきである」というアンチロッティ判事（Judge Anzilotti）の意見が大勢を占めるに至った[16]。こうした流れの中、起草委員会（Drafting Committee）は、同意判決を容認する規定から、和解あるいは取下げの合意を裁判所は記録しなければならないという規定へとその方向を修正していくことになったのである[17]。

以上のような経緯を経て採択された六一条は、その後一九三六年の改正まで実質的に効力を持つことになる[18]。この規定により、和解は当事者が裁判所へ書面により通報することで、訴訟を終了せしめる効果を訴訟法上持つことになった。つまり、同規則における「和解」は、訴えの取下げとは概念上異なる訴訟終了方式として訴訟法上の意味を付与されていたといえるのである[19]。しかし、同規則において、手続の詳細（例えば、終了の決定方式、和解に関して通報すべき情報の範囲、通報主体の範囲等）については必ずしも明らかであったとは言えず、その多くは後の実行に委ねられることになる。

一九三六年規則[20]

二二年規則の六一条は、三六年規則の改正作業において修正をうけることになる。同条に関する改正作業は、常設国際司法裁判所の実行上において、一方的取下げが見られることを考慮し、現実と規則のギャップを埋めることがその主な目的であったといえる。[21]

そして、三六年規則の改正作業当初は、「和解」(agreement, accord des parties sur la solution d'un litige)、取下げの合意(agreement to break off the proceedings, accord des parties pour mettre fin à la procédure)、一方的取下げ(unilateral withdrawal of action, désistement unilatéral)はそれぞれ別個の規定(六一条、六一条bis、六一条ter)として検討が進められた。[22]

しかし最終的には、三六年規則において「和解」は取下げの合意と共に六八条に規定されることになる。[23]このことは、一方的取下げの明文化に伴って、合同行為と一方的行為という手続上の区分に規則の焦点が移行し、和解と取下げの合意という実体上の区分は後景に退いたことを示しているように思われる。[24]実行上も、訴訟法上の意味での「和解」に関係し得る事例は、この時点において、ホルジョウ工場事件とカルテロリゾ島とアナトリア海岸の間の領海の境界に関する事件の二件だけであり、しかも両事件とも和解と取下げの合意が共に存在していた。[25]したがって、実体上の区分をあえて前面に出さないことは、実行を反映するものともいえる。

しかし、この変化は裁判所の実行を反映したものであるが、「和解」に関する手続に微妙な変更を加えたように思われる。二二年規則六一条において、「通報」は合同による(共同あるいは少なくとも別個に双方からなされる)必要があるのか、どちらか一方によるものだけで足りるのかは必ずしも明らかではなかったといえる。この点に関して、同条に言う「当事者("the parties")」が、「両当事者」に限らず「どちらか一方の当事者」をも意味すると解されることから、[26]理論上は一方当事者による和解の通報をもって、訴訟が終了する可能性もあったと考えられる。しかし、三六年規則六八条に至りこの可能性は理論上なくなった。つまり、手続上、「和解」は「両当事者からの

通報」を必要とすることが明らかになったのである。

このことは、裁判所がバルセロナ・トラクション事件（新提訴）において示した四六年規則六八条及び六九条の趣旨の説明からも首肯される。同事件において裁判所は、取下げの規定は取下げ手続を整序することを主な目的としており、しかも取下げ手続の「なぜ（"why"）」ではなくて、もっぱら「どのような仕方で（"how"）」に関するものである[22]、とする理解を前提として以下のように述べた。曰く「六八条は［実際上］合意されたものであるだけではなく、裁判所への合意による通報という形（the form of an agreed communication）をとる訴えの取下げを予想しているのに対して、他方、六九条は、和解から生じるものであると、なにか他の原因から生じるものであるとを問わず、常に原告または請求者からの一方的通報の形をとる裁判所への通報を予想して」おり、「訴えの取下げは六八条に該当する場合には、どの点からみても（to all intents and purposes）『合同行為（joint act）』であり、六九条に該当する場合には本質上『一方的行為（unilateral act）』である」[23]。

このように、三六年規則において「和解」と取下げの合意は概念上の区別を維持しつつも、一方的取下げの導入により、手続上の同一性が強まったといえる。しかも、その結果、「和解」は、手続上、両当事者からの通報を要することが明らかになったのである。

ところで、同規則の改正作業において、実行を踏まえてその他手続上の問題が幾分明らかになったといえる。その一つは、当事者は和解の事実のみを通報するのかあるいは和解条件も通報しなければならないかという問題に関してである。この点は、実行からも和解事実のみで訴訟の終了を認めてきたことが確認され、和解事実のみを通報の要件とすることで意見が一致した[24]。また、総件名簿からの削除が、実行上、「命令（Order）」によってなされてきたことをうけて、同形式を明文で規定したのも本規則においてである[25]。

一九七八年規則

七八年規則に関する改正作業は、その第一の目的が争訟事件及び勧告的意見の両手続をより柔軟で迅速にすること、つまり手続を簡素化することにあった[31]。この影響をうけ、七八年規則において、和解はその規則上の位置を変えたと考えられる。つまり、規則全体に手続志向が強まるなか、訴訟法上の訴訟終了方式としての「和解」は取下げの合意に吸収され、和解は訴えの取下げの中に埋没したように思われるのである。

そのことは、款名の変更によって暗示されているといえよう。一二年規則から三六年規則までは「和解（agreement, accord）」という款名であった。それがその後、三六年規則からは「和解と訴えの取下げ（settlement and discontinuance, Dog arrangement amiable ou dog désistement）」[32]に変更され、七八年規則に至っては「和解」の語が外され、単に「訴えの取下げ（discontinuance, désistement）」となったのである。この款名の変更についてロゼンヌは、「同款の条文内容と完全には一致していない」と、この修正に対し批判的であるように思われる[33]。一方、ヴェゲンは「訴訟手続終了の手続的性格の強調」としてこの変更を肯定的に評価している[34]。

そして、本規則において「和解」と取下げの合意という概念上の区別は廃止されたのであった[35]。七八年規則八八条一項は、取下げに関する合意のみを規定している。七八年規則では、和解に関して「当事国が望めば命令中に和解事実および条件を記録することができる（"may record"）」（八八条二項）という規定のみを持つが、この規定自体も法的に如何なる意味を持つものなのかは明らかでない[36]。しかし、少なくとも明文上は、和解の通報のみによって訴訟が終了される可能性がなくなったと解される。こうして和解は、規則上、訴え取下げの一誘因としてのみその位置を占めるに至ったのである。

(二)　訴えの取下げと和解の関係——理論的考察

以上、訴えの取下げと和解に関する規定の変遷を概観したが、次にこれら両者の関係を理論的に検討しておく。

それでは先ず、この関係を和解の側からながめてみることにしよう。ここでは、和解がなぜそれのみを持って訴訟を終了させる要因とみなされていたのかということを中心に、和解と訴えの取下げを手続上同一としたことの意味を検討することにしたい。

そもそも和解が訴訟の終了要因とみなされた一つの理由としては、和解によって紛争が実体的に消滅すると考えられるからだといえる。たしかに、紛争が消滅するならば、訴訟は法上当然に（ipso jure）終了されるであろう。なぜならば、「紛争の存在は、裁判所がその司法的任務を遂行するための第一次的条件である」からである。[29] このような発想は、一九二六年の改正会議におけるペソア判事（Judge Pessôa）の発言[30]及び一九三六年の改正会議におけるネグレスコ判事（Judge Negulesco）の発言[31]に反映されている。[32] このことは一見したところ自明の理であるようにも思われるが、実際には裁判所に困難な問題を提起すると考えられる。

たしかに、紛争の消滅と評価し得る和解も存在すると思われるが、裁判外の和解は必ずしも裁判の主題と直接には関係しないことがあり、またそれは暫定的な処理であることもある。[33] 例えば、漁業管轄権事件においてイギリスとアイスランドは、訴訟係属中に、二年の期限付きで「漁業紛争の中間協定」を結んだが、取下げの合意はなく、原告（イギリス）も訴訟を取下げようとしなかった。本件において裁判所は、同協定の性質（暫定協定）を考慮しつつ、手続を続行させ得ることについて何一つ疑問を抱かなかったのである。[34] つまり、和解と一口にいっても、その実体にはかなりの幅があるといえるのであり、和解が必ずしも係属中の紛争を消滅させるとは限らない。

また、和解に瑕疵（無効原因等）がある場合にも問題が生じるように思われる。この場合、裁判所は紛争が消滅したとして訴訟の終了を認め得るのであろうか。そして、訴訟終了後に当事者が同事由を援用したならば、紛争は

消滅しなかったとして和解により終了した旧訴が復活するのであろうか。実行上このような事例は存在しないが、和解を独自の訴訟終了方式として認める限り、裁判所がこうした問題に直面したであろうことは明らかである。よって、紛争の消滅を根拠として和解による訴訟の終了を認めることは、そのこと自体理論的に可能性を認めることはできるとしても、訴訟終了手続としては問題が多いといわざるをえない。規則上、当事者の訴訟行為が手続上適切になされた場合、訴訟終了は裁判所の法的義務である。したがって、ここでの問題の核心は、裁判所が必然的に和解を評価しなければならなくなると同時に、その評価が訴訟終了と直結するという点にあるといえる。

ところで、実行からは、裁判所が和解それ自体というよりも、和解事実を両当事者が通報するという手続行為を重視して、訴訟の終了を判断しているようにも思える。事実、当事者が通報していない和解事実をもって、裁判所が職権により（*proprio motu*）訴訟を終了したという事例はない。(42) しかし、書面による通報を要求することは、裁判所が事実としての和解を当事者の通報なしには原則として了知し得ないからでもあり、(43) 裁判所が和解の通報という行為自体に訴訟の終了という効果を与えていたということはできないであろう。しかし、裁判所は和解が訴訟法上の効果（訴訟の終了）を得るためには、両当事者が和解事実を書面によって通報することを一貫して要求してきたのであり、少なくともこのことが訴えの取下げと和解を手続上同一とする基礎になったと考えられる。(44)

以上のことから、和解を訴えの取下げに内包することは訴訟手続としては合理的であるように思われる。訴えの取下げ自体は「手続的且つ中立的な行為」であり、(45) 訴訟に当事者の意思を直接に反映させる制度である。しかも、裁判所は取下げの理由を問わない。したがって、和解と訴えの取下げを手続上同一とすることは、訴訟の終了を当事者の意思にかからしめることにより、裁判所を和解の評価という困難な作業から回避させると同時に、当事者に手続上の柔軟性を与えると評価できよう。

それでは次に、訴えの取下げと和解の関係を、訴え取下げの側からながめてみることにする。ここでは、取下げ

手続の一目的として和解の促進が考えられていることに注目してみたい。

この点はバルセロナ・トラクション事件（新提訴）において指摘されている。裁判所はその第一の先決的抗弁の検討中で、「訴えの取下げの手続に関して注意されるもう一つの要素は、第六八条および六九条の起草上の証拠により、その目的は明らかに必要な手続的権能であったものを規定しておくのに加えて、できる限り紛争の和解を促進し（to facilitate as much as possible the settlement of dispute）―または、とにかく請求者がなんらかの理由によって訴訟の継続を嫌がっている場合に訴訟を終了するにあったことが判明する。」と述べたのである。[42]

それでは、如何なる意味で訴えの取下げが和解を促進する要素なのであろうか、裁判所の指摘にしたがって起草過程を検討してみることにする。[43]

和解促進という観点が起草過程において見られるのは、訴え取下げの許容期間の拡大に関する議論の際であると思われる。[44] この点に関して、規則草案においては「手続の終了前（before the close of the proceedings）」という表現が用いられていた。しかし、ファン・アイジンガ（W. J. van Eysinga）から「この用語は最後の瞬間（判決の言い渡し）まで、当事者が合意に達する可能性を本当に保障しているのか」という疑問がだされ、この質問に対して書記からこの表現は口頭手続の終了までの期間を指し、判決の言い渡しまでを含まない旨の返答があった。そして、この回答を受けた各判事から用語を「判決の言い渡される前（before the delivery of judgment）」に修正するよう提案がなされ、採決の結果、全会一致で修正がなされたのであった。ここで、注目すべきはロストボロフスキー（M. Rostworowski）の発言であろう。彼は同修正に賛成する際、「規則および規程の双方を支配する原則は、当事者の意思は可能な限り尊重されるべきであるということである。当事者の意思が合意を締結することであるならば、裁判所はその権能内においてこれ［和解］を可能ならしめるあらゆることをすべきである」と指摘したのである。[45]

ハースト議長が指摘したように、口頭手続終了後に和解がなされ、取下げ手続がとられることは実際上はとんど

起こりえない事態であろう。[69] しかしながら、裁判所はそうした事態を想定してまで、当事者の意思を尊重しようとしたのである。つまり、訴えの取下げは和解を促進する当事者の意思に最大限応えるという程度において、和解促進的要素を認められると考えられる。

本章の検討から、訴訟中に起った和解は訴えの取下げという手続を通して、訴訟の終了という効果を持つことがわかった。つまり、和解は規則上において、取下げ手続の一誘因としてその位置を占めているといえるのである。このことは、実行が規則に反映されることによって形成されてきたものでもあるが、理論上も、当事者の意思を媒介することで柔軟な手続の運用を可能にし、和解の促進も期待されるものであると評価できよう。

以上のことから、裁判所は訴訟終了に関して判断する余地を手続上縮減していくことで、訴訟手続に対する当事者意思の尊重を強化してきたと結論付けられる。

二　訴えの取下げに関する国際司法裁判所の役割とその評価

前章の検討からもわかるように、規則上、訴えの取下げに対する裁判所の役割は、単にそれを記録し、事件を総件名簿から削除することである。そしてその際、「裁判所は、取下げる当事者または被告、そのいずれの理由をも調べるように要求されるものではな」く、当事者のとった手続形式のみを判断することになっている。[70] つまり、規則上、裁判所は訴えの取下げに関する自らの役割を事務的なものに限定しているのである。

しかし、七八年規則が成立して以降、裁判外で和解が存在する場合に、裁判所がそれを考慮して訴えの取下げに関して裁量的な対応を行った事例がみられる。これらの事例において裁判所は、訴えの取下げに関して形式的判断のみを行う受動的な役割を果たすにとどまらず、より積極的な役割を果たしたように思われる。

それでは、こうした裁判所の傾向は如何に評価されるべきであり、そこには如何なる意味が含まれているのであろうか。ここでの問題は、裁判所の如何なる価値判断ないしは司法政策上の判断が裁量の行使に介在しているのかということにある。

それでは先ず、訴えの取下げに関する裁判所の裁量的対応を事例に即して具体的に検討する。そして、それら事例を裁判所による「当事者意思の尊重」という観点から整理・評価することによって、訴えの取下げに対する裁判所の立場を明らかにしたい。

また、上記の考察を進めるにあたり、その対象を和解に関する条文（七八年規則八八条二項、七二年規則七三条、四六年規則六八条）が適用された事例に限定する必要はないと考える。なぜなら、前章の検討から和解は訴訟終了方式である訴え取下げの一誘因という位置を占めているといえるのであり、当事国は和解がある場合でも、手続上、一方的取下げを選択することがあるからである。[82] よって本稿においては、合同行為による取下げと一方的行為による取下げとに拘らず、和解を原因とした訴えの取下げと評価し得る事例は「和解による取下げ」として考察の対象にする。この観点からすれば、国際司法裁判所において現在（一九九九年五月三〇日）までに全部で一六件の取下げがなされているが、その内で和解に起因すると評価できる事例は一〇件である。[83] ちなみに常設国際司法裁判所において取下げがなされた事例は全部で一一件であり、その内で和解に起因すると評価できる事例は四件である。[84]

（一）　和解の存在と国際司法裁判所の裁量的対応

それでは、裁判外で和解が存在する場合に裁判所が訴えの取下げに関してとった裁量的対応について、解釈上の裁量行使（規則八八条の適用）と手続上の裁量行使（訴え取下げの促進）に大別して、考察を進めていくことにする。前者は「裁判」という制度に内在する固有の司法裁量であるが、後者は訴訟法に根拠を持つ裁量であり、規程

及び規則の関連条文を検討する必要がある。

（1）　国際司法裁判所規則八八条の適用

国際司法裁判所において、現在までに七八年規則八八条が適用された事例は三件である。[55] この内、最初の適用事例である「テヘランにおけるアメリカ合衆国の外交職員及び領事職員に関する事件（以下、テヘラン事件と略）」はその適用に特異な点が指摘されている。本件での八八条適用に関して、ロゼンヌは「このことは、適切な場合、裁判所は終了の方法（"how"）より理由（"why"）を優先するかもしれないことを示している」[56]といい、ヴェゲンは、「八八条を適用することによって、…少なくとも裁判所が取下げにおいて積極的な役割を果たしたという印象を与えた。」と述べている。[57] それでは、本件の事実経緯について簡単に触れ、[58] 裁判所が解釈上の裁量権を行使した意味を検討しておきたい。

本件は一九八〇年五月二四日に本案に関する判決が下されたが、イランの国家責任に起因する賠償の形式及び総額は係属中であった。イランの裁判欠席に示されるように、当初、両当事国の交渉は行き詰まっていたが、アルジェリアの仲介（mediation）が功を奏し、一九八一年一月一九日に人質問題の処理と両国間の請求に関して合意が成立するに至った。この合意をうけて、アメリカ代理人は同年四月六日の書簡において、八八条一項に従う「取下げ」の意向を裁判所に通報したのであった。この通報においてアメリカは、イランの約定違反があるときには再提訴する権利を留保していたが、裁判所（裁判所長）が条件付の取下げは規則に定める取下げには当たらないとの態度をとったため、その後アメリカは単純に取下げの通報を行なった。裁判所はこれら全ての情報（communications）をイランに送達したが、イランからは何らの返答もなされなかった。

ここで裁判所が認識する訴訟上の事実は、両当事国が和解に達したという状況において原告（アメリカ）から取

下げに関する通報が単独でなされたということ、及び、裁判所からその情報を送達された被告（イラン）は何もしなかったということである。

しかし、裁判所は訴えの取下げに関する命令中において「一九八一年一月一九日のアルジェリア政府の二つの宣言に対する両当事国「アメリカ、イラン」の支持を考慮し、」「裁判所における手続が無条件の取下げによって終了されるという両当事国の共通の意図（"common intention"）に満足し、したがって事件が総件名簿から削除されるということに満足して、」と述べた後、訴えの取下げを記録する命令の主文（dispositif）において「当事国間の合意の結果として（"following upon an agreement between the Parties;"）」という文言を挿入して、事件を総件名簿から削除したのであった。[10]

本件の手続に対しては七八年規則八九条を適用した方が妥当であったとの指摘もある。[11] 規則八九条を適用する場合、被告が訴訟法上「何らの措置（some step）[12]もとっていなかった場合」には被告の黙認を必要としている。実際、イランは何らの措置もとっていなかったので、[13] 規則八九条が適用されたならば、直ちに取下げは法的に有効であったと考えられる。

一方、規則八八条は合同行為による取下げであり、前章で検討したように、規則上は書面による明示の同意を要する。しかし、手続上、イランによる同意は存在していない。実際に存在したのは、イランは取下げに関して何もしなかったという事実だけである。したがって、本件における八八条の適用に際して、「イランの沈黙（silence）は、裁判所によって『取下げの合意』の無条件の受諾と解釈された」といえるのである。[14]

裁判所のこのような取扱いを正当化するのは、イランがアメリカと裁判外で和解をしているという事実が実際には存在していたということに尽きるであろう。つまり、裁判所はイランの沈黙と和解の事実を併せ読んだ結果として、八八条の適用を容認したのである。これは、裁判所が行為の形式ではなく、関連する行為の実体を見たと評価

できるであろう。

本件においては八九条を適用することが容易であり、規則の文言上、八八条は適用困難であった。そうであるにもかかわらず、裁判所はあえて八八条を適用したのであり、このことは裁判所が裁判外の和解に対して決して無関心ではなかったことを示していると思われるのである。

(2) 訴え取下げの促進

訴訟の終了という効果をもたらす取下げ手続は、当事者からの取下げの通報という訴訟行為を必要とする。一方で、裁判所は和解についての情報を得ることがある。こうした状況において、実行上、裁判所が当事者に対して訴えの取下げを勧めた事例が存在する。つまり、裁判外の和解は存在するが、訴えの取下げに関しての通報がなされていない場合において、裁判所が訴えの取下げを促進した事例を次に検討していくことにする。

規則上、訴えの取下げに関して裁判所のこうした権限が明文で認められているわけではない。しかし、裁判所は手続に関する裁量を行使してこうした行為を行なっていると考えられる。

それでは以下、訴え取下げの促進について間接的促進と直接的促進に大別して、裁判所の実行を分析していくことにする。

a 間接的促進——訴訟手続期限の延長及び延期

ここで間接的促進とは、裁判所（裁判所長）が訴訟手続を停止させ、当事者に時間的猶予を与えることで、訴え取下げの通報を誘発しようという試みである。このために裁判所は訴訟手続の期限に関する自らの裁量を行使するのである。

一般に訴訟手続の期限は裁判所が決定する。この権限は規程及び規則によって裁判所に与えられていると解される[44]。そして、一度決定された期限を延長することについても裁判所の決定事項とされており、裁判所の権限に属しているといえる[45]。

訴訟手続は書面と口頭の二部分からなる（規程四三条一項）ので、先ず各手続の期限の決定に関する裁判所の権限及び裁量について規則の規定を確認し、裁判所が理論的に行使可能な裁量権について検討することにしたい。そして、この理論枠組みに裁判所の実行を位置付け、それらの評価を下すことにする。

それでは、書面手続の期限に関する規定を確認することから始めたい。

裁判所は、手続問題に関する裁判所長と当事者との協議（三一条）の後、そこで得た情報に照らして訴答書面の提出期限を決定するための命令を発する（四四条一項）。その際「不当な遅延を生じさせない（"does not cause unjustified delay"）当事国間のいかなる合意（"any agreement"）も考慮に入れなければならない（"shall be taken into account"）」（四四条二項）。この規定（四四条二項）は、訴訟内合意であれ、訴訟外合意であれ、当事者合意について、それがより広く、訴訟の世界に一定の何らかの効果をもたらすことをねらっているものと思われる。そして、期限の延長に関しては「当事者の要請がある場合、その要請が十分に根拠を持つことが確認されたとき（"if it is satisfied that there is adequate justification for the request"）には期限を延長することができる（"may extend"）」とされている（四四条三項）。また、裁判所が開廷中でないときは、これらの権限は「裁判所の事後の決定を害しないことを条件として、裁判所長が行使する（"shall be exercised by the President, but without prejudice to any subsequent decision of the Court"）」（四四条四項）。

以上より、書面手続において、期限の延長に関しては、裁判所の裁量が明文で認められていることがわかる。そして、この裁量行使には①当事者の要請がある場合であり且つ②その要請が十分に根拠を持つことを確認する、と

いう要件が課されている。[46] 現行規則（七八年規則）において、和解の存在が「十分に根拠を持つ」事由といえるかどうかはこのような実行が存在しないため必ずしも明らかではないが、[47] これは肯定的に解す事ができると思われる。なぜなら、実行上、裁判所は裁判外の和解に向けた合意（交渉に関する合意）をもって、書面手続期限の延長を認めているからである。[48]

しかし、書面手続期限の決定に関して、当事者の要請がある場合に裁判所が訴えの取下げを促進したといえるかどうかは慎重な検討を要する。[49] ここでの問題は裁判所が和解を評価し、裁判所自らが訴訟を不要と考えたかどうかにある。したがって、職権による場合を検討しておくことも意義あるように思われる。

それでは職権による書面手続期限の延期及び延長の理論的可能性を検討してみたい。先ず、職権によって書面手続期限の決定を延期することに関しては、理論上、以下の二つの場合が考えられる。

一つには、規則三一条の手続問題に関する会合（meeting）を利用することによって、事実上、期限を決定する命令を延期する場合である。つまり、期限決定に先立つ手続問題に関する会合を再度招集することによって、期限決定を先送りするのである。こうした実行は、当事者の要請に基づくものではあるが、ギニアビザオとセネガルの海洋境界画定事件（以下、ギニアビザオ対セネガル事件と略）においてみられる。[50] 規則上も裁判所長は「必要なときはいつでも」同会合を招集することができるため（規則三一条後段）、裁判所（裁判所長）が同手続の利用により訴えの取下げを間接的に促進することは可能であろう。

もう一つは、法律上、期限を決定する命令を延期する場合である。これは解釈上、四四条二項にいう「不当な遅延を生じさせない当事国のいかなる合意」に当該和解が含まれるかどうかにかかっていると考えられる。実行上、こうした事例は存在しないため、同条にいう「合意」の範囲は必ずしも明らかではなく、裁判所が当該和解をいかに評価するかがここでは問題となろう。

また、職権による書面手続期限の延長に関しては、明文上、「当事者の要請がある場合」に限定されている点に問題がある。この点に関してギョマール（G. Guyomar）は、七二年規則における修正が訴訟遅延の防止をその目的としていることを指摘した上で、期限延長には「関係当事者による明白な要請の提出」を必要とし、「四〇条四項［現四四条三項］は、裁判所が自らのイニシアティヴで期限を延長することを禁止しているであろう」と述べている。[71] しかし、同要件を設置した趣旨が訴訟遅延の防止にあるならば、和解が存在する場合に職権によって期限を延長することも理論的に不可能ではないと考える。なぜなら、裁判所が当該和解を「不当な遅延を生じさせない」と判断するならば、「当事者の要請」を厳格な要件とすることにはあまり意義を見いだせないように思われるからである。したがって、職権による書面手続期限の延長を認め得る余地も理論上はあると考えられる。

次に、口頭手続に関して同様の検討を行なうことにする。口頭手続の開始日は、書面手続終結後に裁判所が決定する（"shall be fixed"）（五四条一項前段）。口頭手続に関して、裁判所に当事国との協議義務はないとされているが、[72] 実際には両当事国の意見を聴取した後に裁判所により期日が決定されている。[73] また、延期に関しては、「必要な場合には（"if occasion should arise"）、口頭手続の開始又は続行を延期することを決定することができる（"may also decide"）」とされており（五四条一項後段）、ここでも裁判所の裁量が広く認められている。また、裁判所が開廷中でないときは、これらの権限は「裁判所長が行使する（"shall be exercised"）」（五四条三項）。

口頭手続に関して検討すべきは「開始日の延期」のみであり、この点について裁判所は明文で裁量を認められている。この場合の要件は、「必要な場合」の一点のみであり、したがって解釈上の問題は、和解の存在により口頭手続開始日の延期を「必要」と裁判所が考えるかどうかにある。[74]

このような事例として、ニカラグア対ホンジュラスの国境及び越境武力行動事件（以下、ニカラグア対ホンジュラス事件と略）の管轄権及び受理可能性の審理段階における裁判所の対応が挙げられる。[75] 本件は、反政府組織コン

トラに対する支援等のホンジュラスの行動がニカラグアに対する武力行使や主権侵害など国際法違反の行為を構成するとして、一九八六年七月二八日にニカラグアから提訴された事件である。裁判所は、同年八月二九日の書簡によってホンジュラスから管轄権及び受理可能性に関する抗弁が出されたことをうけて、同年一〇月二二日の命令により、まず管轄権及び受理可能性に関する書面の提出期限を決定した（ホンジュラスの申述書は一九八七年一月二三日、ニカラグアの答弁書は同年六月二二日）。その後、両当事国の書面は期限内に提出されたのであるが、裁判所は管轄権及び受理可能性に関する口頭手続を一時的に延期したのである。この延期は、一九八七年八月七日に中米五ヵ国大統領（コスタリカ、エルサルバドル、グァテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）により「中米の確固とした永続的な平和の確立のための手順」（いわゆる「エスキプラスⅡ」協定）が締結された結果として、裁判所が承認したとされている。たしかに、同様の主題についてニカラグアがコスタリカに対して起こした別訴は、同協定締結を理由として同年八月一九日にニカラグアから取下げられており[36]、本件も取下げられる可能性があると裁判所が判断したであろうことは容易に推測できよう。実際には、ホンジュラスから管轄権及び受理可能性の審理に関する口頭手続の開始を決定するよう裁判所に要請がなされ、本件はこの段階で取下げがなされたわけではなかったが[37]、同事例は、口頭手続開始日の延期によって裁判所が訴えの取下げを間接的に促進した事例として評価できるように思われる。

b　直接的促進――国際司法裁判所規程四八条に基づく訴訟指揮

直接的促進とは、裁判所（裁判所長）が、訴えの取下げに当事者の注意を喚起し、当事者による取下げの通報を誘発しようとする試みである。訴えの取下げに関してこうした裁判所（裁判所長）の行為を直接に認める規定はないが、裁判所の訴訟指揮の一形態として容認し得ると考える。一般に、訴訟指揮とは、訴訟が適法かつ能率的に行

なわれるように監視し、適切な処置をとるために、裁判所（または裁判所長）の行う行為をいい、この訴訟指揮を行い得る裁判所（または裁判所長）の権限を訴訟指揮権という。[29] また、訴訟指揮権は、裁判所のイニシアティヴによって訴訟手続が進められることを意味する職権進行主義の一発現であると考えられる。[30] 既述の通り、国際司法裁判所における訴訟の進行は、裁判所の決定（「命令」）によって進められるという意味で職権進行主義がとられており、明文上、規程四八条に事件の進行について措置をとる権限を認めた一般規定が存在する。[31]

しかしここでの問題は、訴え取下げの直接的促進に関する裁判所の行為が規程四八条によって授権された権限の範囲内にあるかどうかである。本稿にいう直接的促進は、具体的には裁判所（裁判所長）による書簡（letter, communication）という形式をとる。この点に関し、ヴェゲンは「規程四八条は取下げに関する一般的政策をとることを裁判所に授権していないが、事件の進行について命令を発する（"make orders"）ことは授権している」（強調：引用者）と言い、否定的に解しているように思われる。[32] たしかに、規程四八条は明文上「命令を発する」ことにしか触れていないので、本稿にいう直接的促進は含まれていないようにも見える。しかし、規程四八条をこのように限定的に解する必要はないと考える。そもそも訴訟指揮は、訴訟の円滑な進行ならびに紛争の適正・迅速な解決を目的とし、それ自体、臨機応変的な活動である。よって、訴訟指揮が多くの場合「命令」の形式をとることは事実であるが、それのみに限定することは同概念の本旨にそぐわないように思われる。また、本稿にいう直接的促進は法的効力を持たないと解され、事実行為に類するものと考えられるので、法的に不都合が生じるという問題もないように思われる。

以上より、裁判所による訴え取下げの直接的促進も、規程四八条によって裁判所に授権された権限の範囲内として認めることができよう。また、直接的促進は、訴えの取下げそのものに対する裁判所の言及であり、間接的促進に比して、裁判所の和解に対する評価がより端的にあらわれているといえる。それでは以下、具体的な事例を検討

しておこう。

この実行が初めて見られるのはテヘラン事件においてである。[48] アルジェリア合意締結後、カーター大統領は国連事務総長に対して①イランにおいて拘留されているアメリカ市民の釈放に関して合意に達したこと及び②アメリカは、人質の釈放をもって、イランが人質事件に対する国際司法裁判所の本案判決だけではなく、国連安全保障理事会決議四五七および四六一（共に一九七九年採択）を完全に履行したものと考える旨の電信を送った。そして、国連事務総長はこの声明を裁判所長に送達した。それを受けた裁判所長は、裁判所書記にアメリカの代理人（Agent）へ以下の内容の書簡を送達するよう指示したのであった。それは、カーター大統領の発言に注目すると共に、「この事件は裁判所の総件名簿に残っている。取下げに関する裁判所規則の規定にあえて注意を引きたい。」というものである。[49] この後に、アメリカから八八条に従った訴え取下げの通報が書簡によってなされたのであった。[50]

また、裁判所による同様の対応は、ギニアビザオ対セネガル事件においても見られる。本件は、一九八九年七月三一日の仲裁裁判及び同仲裁判決に関する国際司法裁判所での訴訟に連なる流れの中に位置付けられ、ギニアビザオとセネガルに属する「全海域を画定する境界線」の決定をその訴訟主題としていた。[51] しかし、実際には係属後も訴訟手続は一切進められず、当事国間での交渉が進められていたのであった。[52] そして、一九九四年三月一〇日の手続問題に関する会合において裁判所長は、両当事国から、「両国の海域における共同管理及び共同開発に関する協定」（ダカール協定：一九九三年一〇月一四日締結）を手渡されるにいたる。これを受けて裁判所長は同年三月一六日の両当事国への書簡において、同協定に満足の意を表明し、「当事国が取下げの決定を裁判所に通報したら直ぐに事件は総件名簿から削除されるであろう」と通知したのである。[53] その後、ギニアビザオ代理人は、係争地域に関して両当事国が合意に達したことを理由として、八九条に従った訴えの取下げを裁判所に通知したのであった。[54]

以上の事例において、裁判所は取下げ手続に言及することによって、当事者の取下げへの意思を誘発したといえ

るであろう。

(二)　訴えの取下げに対する国際司法裁判所の立場――「当事者意思の尊重」を中心に

以下、前節でみた裁判所の実行を裁判所による「当事者意思の尊重」という観点から整理し、訴えの取下げに関する裁判所の役割を評価してみることにしたい。このことによって、訴えの取下げに対する裁判所の立場を明らかにすることが本節の目的である。

それでは、前節でみた各事例を整理しておくことにしよう。

先ず、テヘラン事件であるが、本件は訴訟主題と一致しない和解を裁判所が評価（賠償の形式及び総額⇩人質釈放）したものと考えられる。[60] しかし、アメリカ（原告）が当該和解をもって「本案判決が履行された」との意思を有していたことから、裁判所は取下げを直接的に促進したものと推測できよう。また、規則八八条の適用に関しては、アメリカの要請を受けたものといえるが、裁判所は裁判外の和解を重視することで同条適用の要件を緩和したといえる。

次にニカラグア対ホンジュラス事件であるが、本件も訴訟主題と一致しない和解を裁判所が評価（武力行使禁止原則等の違反⇩友好関係条約）したものといえる。この場合、その不一致が一見したところ大きかったために、裁判所は訴えの取下げを間接的に促進するにとどまったものと推測できよう。また、裁判所が訴えの取下げを促進した段階では当事者から取下げの通報はなされず、訴訟は継続することになったが、これは裁判所が訴え取下げの手続を重視していることの証左であると考えられる。

最後にギニアビザオ対セネガル事件であるが、厳密にいえば本件も訴訟主題と一致しない和解を裁判所が評価（境界画定⇩共同管理・共同開発）したものといえる。なぜなら、一般に、合意された明確な境界線の存在は、共同開

発を単純化するものではあるがその前提条件ではなく、法的にそれらは別個の問題であるからである。[80] また、共同管理・共同開発に関する協定は、境界画定との関係では、国連海洋法条約七四条三項（排他的経済水域）及び八三条三項（大陸棚）にいう「暫定的取極（provisional arrangements）」であると考えられる。[81] つまり、本件の和解（ダカール協定）は、法的に境界画定の問題を解決したものではなく、紛争に事実上の沈静化をもたらしたものといえよう。[82]

このように境界画定と共同開発・共同管理は必ずしも法的に関連しているものではないが、実行上において、境界画定を棚上げして共同開発・共同管理を行う事例は多い。[83] たしかに、天然資源の開発及び配分をめぐって複数の国が共通の利害を有しており、しかもそれが紛争の主題である場合、境界画定とは代替的に共同開発や共同管理を選択することは当事者にとって実利的であろう。かつて裁判所も、北海大陸棚事件の判決理由中において、大陸棚が重なり合う区域では「共同開発（joint exploitation）」が「鉱床の一体性（unity of any deposits）」を維持することが問題となるときは、特に適当である」ことを示唆したことがある。[84] つまり、境界画定と共同開発・共同管理の事実上の関連性および資源紛争における共同開発・共同管理の有用性が、裁判所（裁判所長）をして、訴え取下げの直接的促進を行なわせたと推測できるのである。

また、本件においても、取下げの手続は厳格に運用された。つまり、裁判所は取下げを書面によって通報するよう当事者に要求したのであった。[85]

以上の実行から、訴えの取下げに関して、以下のような裁判所の傾向をみてとることができるであろう。

先ず、手続的側面に関して、裁判所は「取下げの通報」という要件を原則として重視しているといえる。裁判所は、裁判外で和解が存在することをもって職権で訴訟を終了したことはなく、また、和解の通報行為自体に訴訟終了の効果を認めてもいない。つまり、裁判所は当事者に対して取下げの意思表示を行うよう厳格に要求しているの

である。このことは規則の改正において一貫してとられてきたアプローチとも軌を一にするものであり、裁判所が訴訟終了に対する当事者意思の確認を慎重に行っているものと評価できよう。

他方、実体的側面に関して、裁判所は裁判外の和解を積極的に評価する傾向にあるといえる。そして、その評価に基づいて、裁判所は適用条文の要件を緩和し、訴えの取下げを直接的あるいは間接的に促進しているのである。しかし、訴えの取下げに対して裁判所がこのような役割を果たすことは、一見したところ規則に矛盾するようにも思える。

それでは、和解の評価に関する裁判所の実行は如何に評価されるべきなのだろうか。この点について、以下検討しておくことにする。

テヘラン事件での規則八八条適用における要件の緩和に関しては、手続に関する当事者意思尊重のバランスを和解によって崩したと評価されるかもしれない[66]。しかし、裁判所が取下げの理由(和解)を考慮したことをとらえて、裁判所の実行は訴えの取下げに関する手続からの逸脱であると難じることにあまり意義があるようには思われない[67]。たしかに、規則の改正過程においては、訴えの取下げに対して手続の形式を重視するアプローチがとられ、裁判所による和解の評価を極力排除していく方向にあったとはいえる。しかし、それは和解の通報による訴訟の終了が裁判所にとっての法的義務であったことに起因する困難を避けるためであり、裁判所による和解の評価それ自体を否定する趣旨ではないように思われる。加えて、規則八八条適用の結果として、訴訟終了以外の訴訟法上の効果(既判力、再提訴禁止等)が付随するわけではなく、適用条文の相違が実体法上の問題を招くこともないと思われる[68]。結局、同事例において裁判所は、手続に関して被告(イラン)の積極的な異議がないことをもって、裁判外の現実(紛争処理の実体)に訴訟記録を一致させようとしたにすぎないといえるであろう。

また、訴え取下げの促進に関しては、裁判所は訴訟主題と必ずしも一致しない和解あるいは暫定的和解であって

も、訴訟を終了することが適当な場合があると考えているように思われる。これらの和解は司法判断適合性に関する原則的考慮によれば、裁判所が訴訟手続を続行することになんら障害とはならないはずである。[49] しかし、裁判所は当該紛争に関して当事者が一定の「満足」を得たであろうことをもって、訴訟が不要であると判断しているように思われる。つまり、訴え取下げの促進は、訴訟終了に関して裁判所が具体的な紛争の「解決」を念頭に置いた対応を行っていることの現れと評価できるであろう。

そして、訴えの取下げに関するこうした裁判所の対応は、理論的にみて当該事例の性質からもその妥当性を首肯できると考える。ここでいう紛争の「解決」とは「紛争当事者が相対立する自己の見解を提示することを互いにやめる」状態になることであり、当事者が互いに「満足」を与えられることが必要になるが、裁判は原則として法に従って当事者の請求を容認するか棄却するかしかない。つまり、司法的解決と紛争解決は必ずしも同じではないのである。[50] したがって、裁判が紛争解決に占める比重は、訴訟主題のフォーミュレーションの仕方[51]言い換えれば紛争の「脱政治化」の度合いに依存しているといえる。[52] この観点からみるならば、「和解による取下げ」の事例はすべて一方的提訴であり、紛争処理の手続に関する合意が形式的には存在しているが、紛争の「脱政治化」に関しては不完全である場合が多かったと考えられよう。つまり、これらの事例は、訴訟主題に国際法を適用することにより、紛争を「解決」することがそもそも困難な事例であったといえるのであり、紛争解決を訴訟の目的とするならば、当事者の「満足」をもって訴訟を終了させるべきとする裁判所の立場は妥当であると思われるのである。

したがって、和解の評価を伴う裁判所の対応は、紛争処理の実体に関する当事者の意思を訴訟の次元にまで正確に反映させようという試みと評価することができよう。

以上のことから、裁判所は、訴えの取下げに関して紛争処理の手続・実体両面にわたり当事者の意思を尊重する傾向にあると考えられる。つまり、取下げ手続の形式を重視した厳格な意思確認を行うことで紛争処理の手続に関

する当事者意思を尊重すると共に、和解を「紛争の消滅」ではなく「当事者の満足」という観点から評価し訴訟に反映させることで、紛争処理の実体に関する当事者意思を尊重しようとしているのである。そして、訴えの取下げに対する裁判所のこうした立場は、手続的側面（同意原則）と実体的側面（紛争解決）のバランスを図りつつ、訴訟の効率性及び実効性を高めるものとして評価できるであろう。

結びにかえて

本稿は、国際司法裁判所が紛争当事者の「合意」ひいては「意思」を裁判過程においてどう位置付けているのかについて訴訟終了の局面から考察を進めてきた。

先ず、規定の変遷を検討することにより、訴訟終了方式が訴えの取下げに一元化されるなか、和解は訴え取下げの一誘因としてのみその位置を認められていったことを明らかにした。また、規則上、訴えの取下げに関する裁判所の役割は、取下げ手続の形式を審査することのみであることもその際に明らかとなったように思われる。

しかし、実行上、裁判所は訴えの取下げに関して必ずしも受動的な役割のみを果たしている訳ではなく、和解が存在する場合には一定程度において訴えの取下げに関して積極的な役割を果しているのであった。そして、こうした実行は裁判所が紛争処理の実体に関する当事者の意思を尊重していることの現れであり、両当事者の満足を紛争解決の最も基本的な要素と考えることによって正当化されると考えられるのである。

以上より、国際司法裁判所においては当事者意思の尊重が徹頭徹尾貫徹されているといえると同時に、裁判所自身にも紛争当事国間の外交の帰結を受け入れる傾向がみられるといえよう。

ところで、裁判所による和解の積極的な評価、すなわち紛争処理の実体に関する当事者意思の尊重は、当該紛争の解決とは異なる観点から批判されるかもしれない。つまり、裁判と国際法秩序との関係から国際司法裁判所の実

行が問題とされる可能性はあるように思われるのである。[10] 和解は、権利・義務関係を明確にしないことによって紛争の解決を図るのであり、それは例えば金銭支払いが恩恵的（ex gratia）なものとしてなされていることからもうかがえる。[11] このように権利・義務関係を明確にしないことはもちろん和解の長所であるのだが、裏返していうならば、このことは和解が法の実現を必ずしも意味しているのではないことを示しているともいえる。しかも、和解が当事国間の相対的な「力」の差を反映しやすいことも否定できない。したがって、裁判所が和解を積極的に評価し訴訟の終了を導くことは、法的安定性及び予測可能性を低めてしまう結果とならないかについて議論の余地があるように思われるのである。

ここでこの問題に関して深く立ち入ることはしないが、以下の点は確認しておきたい。

先ず第一に、裁判所には法の宣明と具体化つまり法発展機能が期待されているといえる。[12] しかし、「司法的解決」が武力による紛争の解決に代えるべく採用された制度であることを想起するならば、国際司法裁判所の役割は個別紛争の解決を抜きには考えられないであろう。[13] したがって、裁判による法の宣明及び具体化を通じた秩序の維持は、たしかに裁判にこそ期待される機能ではあるが、それはあくまで個別紛争の解決を行う過程で実現される成果であると考えるべきであろう。

そして第二に、実行をみる限り、裁判所は必ずしも和解を「力による処理」の延長として捉えているわけではないように思われる。逆に、裁判所は、紛争解決という観点から、和解を判決と共通の基盤を持つものとして位置付けているように思われるのである。

本稿の考察に以上の点も考え併せるならば、国際司法裁判所は国際法を宣明する形で同種の紛争であれば全てに適用できそうな決定を行うのではなく、当事者の「合意」ひいては「意思」を尊重しつつ、当事者間での個別具体的な紛争の解決を目指していると考えられよう。

そして、そのように考えるならば、国際司法裁判所が紛争解決に向けて具体的に如何なる機能を発揮しているかあるいは発揮し得るのかということが問題になると思われる。これはすなわち、和解の形成過程である「交渉」と裁判との関係を紛争解決という観点から分析することである。この点に関して、かつて常設国際司法裁判所は、上部サヴォアとジェックスの自由地帯に関する事件において「国際紛争の司法的解決は、当事者が相互の紛争を直接的かつ友好的に解決することの代わり（'en alternative'）をなすものにすぎない。したがって、裁判所規程に両立する限り、そのような直接的かつ友好的解決を促進することは裁判所のなすべきことである。」と述べたことがある。[11] 国際司法裁判所もまた、このことを国境紛争事件（本案）、大ベルト海峡通航権事件（仮保全措置）等において確認している。[12]

つまり、紛争解決に向けた合意の形成過程の中に裁判を位置付け、和解促進的な裁判所の活動を規程及び規則との両立性を中心に検討していくことが、国際司法裁判所の機能を再考する上で次の課題となるのである。[13] この問題に関しては、稿を改めたい。

（1）　本稿では、「紛争処理」という用語を「国家間に紛争が生じた場合、紛争の当事者あるいは第三者がその紛争状態を解消しようとして行う努力」を指すものとし、「紛争状態の解消そのものである紛争解決」とは区別して用いる。こうした用語の使用法は、坂元茂樹「国際司法裁判所における『交渉命令判決』の再評価（一）」（『国際法外交雑誌』第九十六巻三号）四頁に倣った。

（2）　外交的手続とは交渉（negotiation）、周旋（good offices）、仲介（mediation）、審査（inquiry）、調停（conciliation）である。また、交渉以外は第三者が介入しているが、これら手続における第三者の活動は、紛争当事者の一方の譲歩または双方の互譲による妥協を導くことを目的としているという意味で、本質的には交渉の延長とみなされる。

他方、裁判手続には仲裁裁判（arbitration）と司法的解決（judicial settlement）が挙げられ、第三者の行為それ自身の法的効果として紛争を処理すると考えられている。ここでは決定とりわけ「判決（judgment）」の拘束性に高い価値が置かれているといえる。また、判決の拘束力は裁判所の管轄権に対する紛争当事国の同意をその根拠としているため、国家の同意を基礎としていることが国際裁判の本質的な制約として認識されてきたのである。

(3)　「合意」は、紛争処理過程において様々な対象に向けられる多義的な用語である。したがって、本稿では「合意」を主として二つに大別して考察を進めることにする。先ず一つめは、紛争処理の実体（紛争処理過程が生み出す紛争解決案）に関する合意である。この意味での「合意」は「決定」と対置されるものであり、裁判においては不要であるといえよう。本稿で「「合意」による処理」という場合の「合意」は、この意味を指すものとして用いることにする。そしてもう一つは、紛争処理の手続（処理手続の選択）に関する合意である。この意味での「合意」は、全紛争処理手続に必須なものであるが、国際司法裁判所においては「同意」の形式的な一致にすぎない場合もある。（一方的付託の場合）

(4)　cf. Munkman, A. L. W.,"Adjudication and Adjustment—International decision and the settlement of territorial and boundary disputes," *B.Y.I.L.* Vol. XLVI, (1972–73), pp. 2–3.

(5)　本稿において「和解」は、「当事者の『合意』による紛争の処理」のことを指す用語として用いる。そして、それは法的に「条約」（「協定 "agreement"」と呼ばれることが多い）という形式をとる。また、国内法上一般に、和解は「互譲」を要件としているが、国際司法裁判所においては、国内法のような訴訟上の和解、請求の認諾・放棄といった区別は存在しない。そのため、「互譲」を厳格に要件化する意義に乏しいと思われるので、とりあえずこれを要件とはしないことにする。

(6)　Ajibola, B. A.,"Dispute Resolution by the International Court of Justice," *Leiden Journal of International Law* Vol. 11,

(1998), p. 125.

(7)　「訴訟の終了」は、「総件名簿からの削除」によってなされる。そして、「判決以外の総件名簿からの削除方式」を、一般に「訴えの取下げ」と呼ぶ。cf. Rosenne, S., *The Law and Practice of the International Court, 1920-1996*, (3rd edition), (1997), (hereinafter cited as Rosenne, *law and practice*, 3rd ed.), p. 1467.

(8)　裁判所規則は常設国際司法裁判所時代から現在に至るまで計八回（一九二二、二六、二七、三一、三六、四六、七二、七八年）改正されている。しかし、本稿で取り扱うのはその内、和解と訴えの取下げに関する規定が議論された一九二二、三六、七八年の改正に関するものである。

(9)　Rules of Court, adopted on April 14 1978, I.C.J., *Acts and Documents concerning the Organization of the Court*, No. 4, p. 92.

八八条：一項／本案に関する最終判決が言い渡される前に、当事者が訴えの取下げに合意した旨を書面により、共同または単独で（"either jointly or separately"）、裁判所に通報した場合には、裁判所は、訴えの取下げを記録し、かつ、事件を総件名簿から削除することを指示する命令を発する（"shall make an order"）。

二項／当事者が紛争の和解に達したことにより（"in consequence of having reached a settlement of the dispute"）訴えの取下げに合意し、かつ、当事者が希望するならば、裁判所は、総件名簿から当該事件を削除する命令にこの事実を記録し、その命令または附属書類に和解条件（"the terms of the settlement"）を記載する（"may record"）。

三項／裁判所が開廷中でないときは、この条の規定による命令は、裁判所長が発する（"may be made"）。

（訳：田畑茂二郎・高林秀雄編『ベーシック条約集』（東信堂、一九九七年）を参照。）

(10)　日本においては、「訴訟上の和解」という制度があり、「和解…を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。」（民事訴訟法二六七条）

(11) 同規則の作成過程については、Hammarskjold, A.,"The Early Work of the Permanent Court of International Justice," *Harv. L. Rev.* Vol. 36, (1922–1923), pp. 707–717を参照。

(12) P.C.I.J. ser. D, No. 2, p. 265, Draft Prepared by the [temporary] Secretariat, Art. 44.
四四条：手続中に、当事者が紛争の主題事項（"the subject matter of the dispute"）に関して合意に達し、口頭手続終了の前に、その合意を裁判所に書面で通報する場合には、裁判所はこの合意を公式の判決に組み入れる。（"shall embody this agreement in the formal judgment"）[二項以下略]（訳：筆者）
また、「同意判決」とは当事者の合意内容を裁判所が裁可して出される判決のことである。cf. 田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、一九九一年）四八〇頁。ちなみに同意判決の問題はその後の改正作業においても度々激しく議論がなされ、規則上も学説上もその是非について未だ結論は出ていない。否定派は問題点として主に①国際裁判所の判決には執行力がない（not execute）ことおよび②多辺条約の解釈に関する事件への妥当性を挙げている。他方、肯定派は裁判所規程三八条二項の「衡平および善」に基づく裁判への合意があれば可能としており、当事者の要請があれば同意判決の妨げになるものは何もないとしている。結局、この問題は実質上裁判所の実行に委ねられているといえよう。cf. P.C.I.J. ser. D, No. 2, pp. 154, 217; P.C.I.J. ser. D, No. 2 (1 st Add.), p. 168; P.C.I.J. ser. D, No. 2(3 rd Add.), pp. 314, 317; Rosenne, *law and practice*, 3 rd ed., p. 1471; Scobbie, I.,"Discontinuance in the International Court: The Enigma of the Nuclear Test Cases," *I.C.L.Q.* Vol. 41, (1992), pp. 819–820.

(13) Memorandum by Judge Altamira, P.C.I.J. ser. D, No. 2, p. 279.

(14) Rules of Court, Concluded by the Committee on Procedure, Art. 44, *Ibid.*, p. 304.

(15) Questionnaire Ⅲ: 4, *Ibid.*, p. 291.

(16) 当初、フィンレイ（Lord Finlay）は、当事者が取下げを希望する場合でも、判決を下すことが望ましいとして、取

下げに裁判所の同意を要求していた。しかしその後、同提案を撤回して、合意による取下げを当事者の権利とすべきことに同意した。cf. *Ibid.*, pp. 83-84.

(17) 一九二二年三月六日及び一三日の起草委員会草案(first reading-Art. 64, *Ibid.*, p. 469; second reading-Art. 63, *Ibid.*, p. 495.)を参照。cf. 一九二二年二月二五日の(暫定)事務局改訂草案　四四条(*Ibid.*, p. 410.)

また、実行上、「和解」あるいは「取下げの合意」の記録に伴う訴訟の終了は、「命令(Order)」という決定形式で指示されていくことになる。そして、三六年規則において、この形式は明文で規定されるに至る。cf. P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), p. 316.

(18) Rules of Court, adopted on March 24 1922, P.C.I.J. ser. D, No. 1, p. 66.

六一条：手続終了の前に、当事者が紛争の処理に関して合意し、その合意を裁判所に書面で通報する場合、裁判所は和解の成立を公式に記録する("shall officially record")。万一、当事者が手続を続行しない旨を相互の合意により("by mutual agreement")裁判所へ通報するならば、裁判所はその事実を公式に記録し、手続を終了させる("shall be terminated")。(訳：筆者)

(19) Rapport de la Troisième commission [Disjointe le 14 mars 1934], P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), p. 780.

(20) 三六年規則の規定は、若干の修正(四六年改正時に閉廷時における裁判所長の権限を追加)や条文番号の変更(七二年改正時に六八条・六九条がそれぞれ七三条・七四条に変更)をうけつつも、七八年の改正まで内容的にはほぼそのまま引き継がれる。

(21) P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), pp. 780, 829-836.

(22) Report of the Coodination Commission, May 14 1934, *Ibid.*, p. 877.

(23) Rules of Court adopted on March 11 1936, P.C.I.J. ser. D, No. 1, p. 31.

六八条：当事者が、判決が言い渡される前いずれかのときに、紛争の処理に関して合意し、その旨を裁判所に書面で通報する場合または（"if"）、手続を続行しない旨を相互の合意により裁判所に書面で通報する場合には、裁判所は和解の成立または訴えの取下げを公式に記録する命令を発する（"shall make an order"）。いずれの場合にも、この命令は当該事件を総件名簿から削除することを指示する（"shall direct"）。

（訳：皆川洸『国際訴訟序説』（鹿島研究所出版会、一九六三年）を参照。）

(24) 一九三五年三月三一日に出された裁判所章案において、六一条と六一条 bis は、七二条（同年四月一〇日の改訂規則案では六八条に条文番号変更）として合併された。また、起草過程ではこの変更に関して何らの言及もされていない。cf. P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), pp. 937, 962, 446.

(25) ホルジョウ工場事件では、ドイツが提出した交換公文（exchange of notes）中に、「取下げ」に関して合意されていた。P.C.I.J. ser. A, No. 19 (Order of May 25th, 1929).

カルテロリゾ島とアナトリア海岸の間の領海の境界に関する事件では、和解の通報とは別に、双方の当事者から「取下げ」る旨の通知がなされた。P.C.I.J. ser. A/B, No. 51 (Order of January 26th, 1933).

(26) P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), p. 318, n. 2.（特に、書記の発言を参照。）

(27) *Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited, Preliminary Objections, Judgment* (hereinafter cited as *Barcelona Traction case*), *I.C.J. Reports 1964*, p. 19.

(28) *Ibid.*, p. 20.

(29) P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), pp. 315–317.（特に、フロマジョー判事（Judge Fromageot）の発言を参照。）

(30) *Ibid.*

(31) Rosenne, S., *Procedure in the International Court: A Commentary on the 1978 Rules of the International Court of*

Justice, (1983), p. 1.

(32) 三六年規則の改正会議の際、"second agreement"は、同意判決を連想させるとして修正が行なわれた。また、「訴えの取下げ」の語もこの時に「一方的取下げ」を創設するに際して追加された。P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), pp. 780, 877, 314, 652.

また、バルセロナ・トラクション事件（新提訴）におけるコレツキー判事の宣言およびアルマンド・ウゴン特任判事の反対意見は、訴名の「和解」について肯定的に言及している。cf. Declaration of Judge Koretsky, *Barcelona Traction case, I.C.J. Reports 1964*, pp. 48–49; Dissenting Opinion of Judge Armand-ugon, *Ibid.*, p. 117.

(33) Rosenne, *law and practice*, 3rd ed., p. 1464.

(34) Wegen, G.,"Discontinuance of International Proceedings: The Hostage Case," *A.J.I.L.* Vol. 76, (1982), p. 723.

(35) Wegen, *Ibid.*, p. 724.

(36) ロゼンヌは取下げ命令それ自体に既判力（*res judicata*）を認めず、裁判所規程五九条及び国連憲章第九四条の範囲に入らないとしている。Rosenne, *law and practice*, 3rd ed., p. 1471.

(37) *Nuclear Tests (Australia v. France), Judgment of 20 December 1974, I.C.J. Reports 1974*, pp. 270–271, para. 55.

(38) ペソア判事は「当事国が和解に達したら、訴訟手続の存在理由がなくなる」ので、一九二二年規則の六一条一項は削除されるべきだと提案した。P.C.I.J. ser. D, No. 2 (Add.), p. 271.

(39) ネグレスコ判事は、「当事者が合意に達したら直ちに紛争が消滅する。それ故、裁判所は審議を進めることはできない」と発言した。P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), p. 654.

(40) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、一九九六年）一九八―一九九頁。

(41) *Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1974*, pp. 17–20, paras. 35–41.

暫定的和解であるが取下げられた事例としては、パキスタン人捕虜裁判事件を参照。*Trial of Pakistani Prisoners of War, Order of 15 December 1973, I.C.J. Reports 1973*, pp. 347–348; Levie, H. S., 'Note and Comments: The Indo-Pakistani Agreement of August 28, 1973,' *A.J.I.L.* Vol. 68, (1974), pp. 95–97.

(42) 一般的にみれば、裁判所の職権による訴訟の終了（総件名簿からの削除）は、"*forum prorogatum*" を利用したいわゆる「政治的提訴」に対して八件存在すると指摘されている。cf. Rosenne, S., *The Law and Practice of the International Court*, (1965), p. 540.（現在、この問題は七八年規則三八条五項によって解消している。cf. Rosenne, *law and practice*, 3rd ed., p. 1466.）

しかし、「訴えの取下げ」において管轄権は有効に成立している必要があると考えるが、これらの事例はそもそも管轄権が不成立であるので、本稿の対象からは除外してもよいと思われる。cf. P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), pp. 318–319, p. 2.（ハースト議長（Sir Cecil Hurst）の発言を参照。）

また、和解以外の外因的な行為および事実による紛争の消滅についての裁判所の認定権については、核実験事件におけるムートネスの法理を参照。古川照美「国際司法裁判所における司法判断回避の法理」『国際法外交雑誌』第八十七巻二号、一八―二一頁。

(43) 後述するように、例外として国連事務総長からの情報提供及び当事者の一方を別とする同一主題に関する別訴における情報提出等が考えられる。

(44) 裁判所自身も、訴えの取下げと和解につき、非常に柔軟な運用を容認していた。起草過程において、ハースト議長は、「当事国が和解の公開を望まないならば、訴え取下げの手続を進めることができる」と指摘している。cf. P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3rd Add.), p. 316.

(45) *Barcelona Traction case, I.C.J. Reports 1964*, p. 21.

(46) *Ibid.*, p. 20. 皆川洸『国際法判例集』（有信堂、一九七五年）五九七頁。

(47) 四六年規則の起草記録は公表されていない。ここでの裁判所による指摘も三六規則の起草過程であると推測されるので、ここでは三六年規則のそれを検討する。cf. Rosenne, *law and practice*, 3 rd ed., p. 1475, n. 23.

(48) P.C.I.J. ser. D, No. 2 (3 rd Add.), pp. 653-654.

(49) *Ibid.*, p. 654.

(50) *Ibid.*

(51) *Barcelona Traction case, I.C.J. Reports 1964*, p. 20.

(52) ロゼンヌは、「事件が訴訟を欲しない被告国（unwilling respondent）に対して一方的付託により開始され、後に和解によって処理された場合、しばしば八九条が使用される」ことに注意を向け、「方法（"how"）」が政治的重要性を持つことがあると指摘している。cf. Rosenne, *law and practice*, 3 rd ed., p. 1466.

(53) 国際司法裁判所における「和解による取下げ」の事例

① 合同行為による取下げであり、かつ裁判外の和解が存在

ベイルート港湾埠頭および倉庫会社並びにラジオ・オリアン会社事件（フランス　対　レバノン）

I.C.J. Reports 1960, p. 186 (Order of 31 August).

テヘランにおけるアメリカ合衆国の外交職員及び領事職員に関する事件（アメリカ　対　イラン）

I.C.J. Reports 1981, p. 45 (Order of 12 May).

ナウル燐鉱山事件（ナウル　対　オーストラリア）

I.C.J. Reports 1993, p. 322 (Order of 13 September).

一九八八年七月三日の航空機事件（イラン　対　アメリカ）

I.C.J. Reports 1996, p. 9 (Order of 22 February).

② 一方行為による取下げであり、かつ裁判外の和解が存在

ベイルート電気会社事件（フランス　対　レバノン）

I.C.J. Reports 1954, p. 107 (Order of 29 July).

パキスタン人捕虜裁判事件（パキスタン　対　インド）

I.C.J. Reports 1973, p. 347 (Order of 15 December).

国境および越境武力行動事件（ニカラグア　対　コスタリカ）

I.C.J. Reports 1987, p. 182 (Order of 19 August).

国境および越境武力行動事件（ニカラグア　対　ホンジュラス）

I.C.J. Reports 1992, p. 222 (Order of 27 May).

大ベルト海峡通航権事件（フィンランド　対　デンマーク）

I.C.J. Reports 1992, p. 348 (Order of 10 September).

ギニアビザオとセネガルの海洋境界画定事件（ギニアビザオ　対　セネガル）

I.C.J. Reports 1995, p. 423 (Order of 8 November).

(54) 常設国際司法裁判所における「和解による取下げ」の事例

① 訴訟法上の意味での「和解」―六一条一項

ホルジョウ工場事件（ドイツ　対　ポーランド）

P.C.I.J. ser. A. No. 19 (Order of May 25 th, 1929).

② 「取下げの合意」であるが、裁判外の和解が存在―六一条二項

カルテロリゾ島とアナトリア海岸の間の領海の境界に関する事件（イタリア　対　トルコ）P.C.I.J. ser. A/B, No. 51 (Order of January 26 th, 1933).

③「一方的取下げ」であるが、裁判外の和解が存在

中国・ベルギー間の条約の廃棄事件（ベルギー　対　中国）P.C.I.J. ser. A, No. 18 (Order of May 25 th, 1929).

④「取下げの合意」且つ和解事実の記載―六八条

ロサンジェ会社事件（スイス　対　ユーゴスラビア）P.C.I.J. ser. A/B, No. 69 (Order of December 14 th, 1936).

(55) 前掲註(53)①を参照。

(56) Rosenne, *law and practice*, 3 rd ed., p. 1469.

(57) Wegen, *op. cit.*, p. 734.

(58) *United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran, Order of 12 May 1981* (hereinafter cited as *Tehran case*), *I. C.J. Reports 1981*, pp. 45–47.

(59) *Ibid.*, p. 47.

(60) cf. Wegen, *op. cit.*, p. 733.

Rules of Court, adopted on April 14 1978, I.C.J., *Acts and Documents concerning the Organization of the Court*, No. 4, p. 92.

八九条：一項／請求によって開始された手続中に原告が手続を続行しないことを裁判所に書面で通知し、かつ書記局がこの通知を受領した日に被告がまだその手続において何らの措置もとっていなかった場合には、裁判所は、訴え

の取下げを公式に記録し、かつ事件を総件名簿から削除することを指示する命令を発する（"shall make an order"）。裁判所書記は、この命令の謄本を被告に送付する。

二項／訴えの取下げの通知を受領したときに被告が既に手続において何らかの措置をとっていた場合には、裁判所は、被告が訴えの取下げに異議があるかないかを述べるべき期限を定める（"shall fix a time-limit"）。この期限の終了前に訴えの取下げに関して異議の申立てがないときは、黙認されたものとみなし（"acquiescence will be presumed"）、裁判所は訴えの取下げを公式に記録し、かつ、事件を総件名簿から削除することを指示する命令を発する（"shall make an order"）。異議の申立てがあったときは、手続を続行する（"shall continue"）。

三項／裁判所が開廷中でないときは、この条の規程に基づく裁判所の権限は、裁判所長が行使する（"may be exercised"）。（訳：田畑茂二郎・高林秀雄編『ベーシック条約集』（東信堂、一九九七年）を参照。）

(61) 規則にいう措置は「代理人の任命」を基準としていると解される。cf. P.C.I.J. Ser. D, No. 2 (3rd Add.), p. 655; *Protection of French nationals in Egypt, Order of 29 March 1950, I.C.J. Reports 1950*, pp. 59–60. ちなみに、杉原教授は事件の審理に実質的な関連性を持つ行為（例えば仮保全措置を争うとか、本案判決の訴答書面を提出する等の措置）を基準とするのが適当であるとしている。cf. 杉原『前掲書』二〇〇頁。

(62) イランは裁判所に対し「不正規に」通知をしたのみであり、裁判所は「不正規な通知」を手続上の措置とすることを明確に拒否している。cf. *Trial of Pakistani Prisoners of War, Order of 15 December 1973, I.C.J. Reports 1973*, p. 348.

(63) Rosenne, *Law and practice*, 3rd ed., p. 1469.

(64) 規程四八条、規則四四条一項、五四条一項前段を参照。

(65) 規則四四条三項、五四条一項後段及び二項を参照。

(66) 期限の延長に関して、こうした要件が課されたのは七二年規則（四〇条四項）からである。それ以前の規則（一二年規則三三条、三六・四六年規則三七条四項）は、「裁判所は、決定された期限を延長できる」とだけ規定していた。cf. Rosenne, S., *Documents on the International Court of Justice*, (1979), p. 141.

(67) 期限延長に関して「十分に根拠を持つ」という要件が明文化されていなかった時期ではあるが、裁判所が和解を評価した事例として、常設国際司法裁判所におけるカルテロリゾ島とアナトリア海岸の間の領海の境界に関する事件が挙げられる。本件においては、イタリアとトルコの間で係属紛争事項に関して裁判外で和解が達せられ、一九三二年一月四日に両国は成立した和解を条約（intergovernmental instrument）として署名した。しかし、同合意が法としての効力を持つためには、両国議会によってそれぞれ批准されることが必要とされていたので、両国は裁判所に対して本条約が発効するまで訴訟手続を停止するために期限を延長する要請をしたのであった。裁判所はこの要請をうけて、一九三三年一月二六日の命令によって本件が「合意により取下げ」られるまで、計二回の延長を認めた。cf. P.C.I.J. ser. C, No. 61 (Order of March 8 th, 1932; Order of June 23 rd, 1932), pp. 34-37.

(68) cf. *Border and Transborder Armed Actions* (*Nicaragua v. Honduras*), *Order of 14 December 1989*, *I.C.J. Reports 1989*, pp. 174-175; *I.C.J. Yearbook*, No. 45, (1990-1991), pp. 144-146.

(69) グロスは、当事者の要請があれば、裁判所は無条件に書面手続期限の延長ならびに延期を認めてきたと指摘している。Gross, L., "The Time Element in the Contentious Proceedings in the International Court of Justice," in *Essays on International Law and Organization*, (1984), p. 831.

(70) *I.C.J. Yearbook*, No. 47, (1992-1993), p. 172.

(71) Guyomar, G., *Commentaire du Reglement de la Cour Internationale de Justice: Interpretation et pratique*, (1973), pp. 208-209.

(72) Rosenne, S., *Procedure in the International Court: A Commentary on the 1978 Rules of the International Court of Justice*, (1983), p. 122.

(73) 杉原『前掲書』二〇四頁。この点に関して、ロゼンヌは「現在では三一条が適用されている」と指摘している。cf. Rosenne, *law and practice*, 3rd ed., p. 1329.

(74) ちなみに、裁判所が裁判外の和解に向けた合意（交渉に関する合意）の存在をもって、口頭手続開始日を延期した事例として、一九八八年七月三日の航空機事件（イラン　対　アメリカ）が挙げられる。本件は、イラン航空機の爆破事件に関して、アメリカによる「民間航空条約（一九四四年作成）」および「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（一九七一年作成）」の違反をイランが申立てたものである。(cf. *Aerial Incident of 3 July 1988 (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Order of 13 December 1989, I.C.J. Reports 1989*, p. 132.)

本件の訴訟手続は、管轄権に関する先決的抗弁の書面手続が一九九二年九月九日までに終了しており、同段階の口頭手続の開始日は一九九四年九月一二日と決定されていた。しかし、一九九四年八月八日の書簡において、両当事国の代理人が「両当事国は、同事件の完全かつ最終的な解決に到達するかもしれない交渉に入った」旨を裁判所に共同で通知すると同時に、「口頭手続の開始を無期限に（"sine die"）延期すること」を要請したのであった。そして、裁判所がこの要請に同意し、口頭手続は無期限に延期されたのである。(cf. *Aerial Incident of 3 July 1988 (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Order of 22 February 1996, I.C.J. Reports 1996*, p. 11.) その後、一九九六年二月二二日に両当事国から、「協定を締結し、紛争の完全かつ最終的な解決に到達したため、訴えの取り下げに合意した」との通報が共同でなされ、八八条に従って訴訟は終了したのであった。(cf. *Ibid.*)

(75) cf. *Border and Transborder Armed Actions (Nicaragua v. Honduras), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 1988*, p. 72; *I.C.J. Yearbook*, No. 42, (1987–1988), pp. 134–135.

(76) *Border and Transborder Armed Actions* (*Nicaragua v. Costa Rica*), *Order of 19 August 1987, I.C.J. Reports 1987*, p. 182.

(77) 本件は、管轄権判決を経た後、本案の審理手続の段階において、管轄関係を強化する協定を結んだことを理由として、ニカラグアから八九条に従った訴えの取下げがなされた。cf. *Border and Transborder Armed Actions* (*Nicaragua v. Honduras*), *Order of 27 May 1992, I.C.J. Reports 1992*, pp. 222–223.

(78) 中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『民事訴訟法講義［第三版］』（有斐閣、一九九五年）一三三頁。

(79) 杉村敏正・天野和夫編『新法学講座』（日本評論社、一九八一年）五七一頁（「審理進行主義」を参照）。

(80) ロゼンスは、規程四八条を「'catch-all' provision」と呼んでいる。cf. Rosenne, *law and practice*, 3 rd ed., p. 602.

(81) Wegen, *op. cit.*, p. 732.

(82) 本件の概要は、本文前記（一一（一）（一））を参照。

(83) *I.C.J. Pleadings* (United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran), a letter dated 23 February 1981 sent by the Registrar to the US Agent, pp. 522–523.

(84) *Tehran case, I.C.J. Reports 1981*, pp. 45–46.

(85) cf. *Maritime Delimitation between Guinea–Bissau and Senegal, Order of 8 November 1995* (hereinafter cited as *Guinea–Bissau and Senegal case*), *I.C.J. Reports 1995*, p. 424. また、一九八九年七月一一日の仲裁裁判については、*R.G.D.I.P.*, Tom. 94, (1990), p. 204 (仏文) 及び *I.L.R.*, Vol. 83, p. 1 (英文)、そして一九八九年七月一一日の仲裁裁判判決に関する事件については、仮保全措置は *I.C.J. Reports 1990*, p. 64、本案判決は *I.C.J. Reports 1991*, p. 53 をそれぞれ参照。

(86) *I.C.J. Yearbook*, No. 47, (1992–1993), p. 172.

(87) *Guinea-Bissau and Senegal case, I.C.J. Reports 1995*, p. 425.

(88) *Ibid.*

(89) 実際の和解内容（アルジェ合意：一九八一年一月一九日）では、係属中の訴訟主題であった賠償に関してアメリカ（原告）が当該請求権を放棄していたが、裁判所はこのことを取下げの促進を行なった時点（一九八一年一月二三日）においては了知していなかったと思われる。cf. *I.C.J. Pleadings* (United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran), Telex dated 20 January 1981 sent by the Secretary-General of United Nations to the President of the Court, p. 522; *Tehran case, I.C.J. Reports 1981*, p. 45-46. また、合意文書に関しては、20 *I.L.M.* 223 (1981).

(90) 三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発―東西センターの研究集会の論議を中心として―」山本草二・杉原高嶺編『海洋法の歴史と展望―小田滋先生還暦記念』（有斐閣、一九八六年）一八八頁。

(91) 三好「前掲論文」二〇八―二〇九頁。

(92) 両当事者は、ダカール協定六条及び九条において、海洋の境界が未画定であることを明確にしている。同協定文については、*Law of the Sea Bulletin*, No. 31, (1996), pp. 40-41 を参照。

(93) 境界画定を棚上げしての共同開発の例として、日韓大陸棚南部共同開発協定（一九七四年一月三〇日）やタイとマレーシアの間のタイ湾南部共同開発区域設定に関する了解覚書（一九七九年二月二一日）等が挙げられる。（三好「前掲論文」一八三頁による）

(94) *North Sea Continental Shelf, Judgment, I.C.J. Reports 1969*, p. 52, para. 99.

(95) 一九九五年一一月一日の会合において、両当事者が口頭で取下げの申請をしたが、その申請に対して裁判所長は「両当事国が最も適当と思う方法で、書面により通知」するよう要請した。cf. *Guinea-Bissau and Senegal case, I.C.J. Reports 1995*, p. 425.

(96) Wegen, *op. cit.*, p. 734.

(97) cf. *Ibid.*, pp. 725, 734.

(98) 取下げの実質的効果（請求の放棄等）は、個別の事情を考察することで独立に立証されなければならない。cf. *Barcelona Traction case, I.C.J. Reports 1964*, pp. 18, 21.

(99) 前掲註（41）を参照。

(100) 山形英郎「国際紛争解決システムにおける司法的解決の意義」『世界法年報』第十三号、三〇—三三頁。

(101) 杉原高嶺「国際司法裁判の地位と機能」広部和也・田中忠編『国際法と国内法—国際公益の展開—山本草二先生還暦記念』（勁草書房、一九九一年）五一〇頁。

(102) ここでいう「脱政治化」は、「当事者の合意により、紛争の中から法律的要素を抽出すること」に重点を置いた概念として、用いることにする。cf. Rosenne, S., *The International Court of Justice: An Essay in Political and Legal Theory*, (1957), pp. 56–57.（山形「前掲論文」三三—三四頁による）

(103) ビルダー (Bilder, R. B.) は、フランク (Franck, T. M.) の説として裁判の法秩序維持機能を指摘している。cf. Bilder, R. B.,"International Dispute Settlement and the Role of International Adjudication," in Damrosch, L. F. ed., *The International Court of Justice at a Crossroad*, (1987), p. 158. また、Dupuy, R. J., "Formalisme Juridique et Cour Internationale de Justice," in Makarczyk, J. ed., *Theory of International Law at the threshold of the 21 th Century, Essays in Honor of Krzysztof Skubiszewski*, (1996), pp. 393–394 も参照。

(104) このことは九〇年代の和解の事例においても明らかである。

cf. Settlement of the Case in the International Court of Justice concerning Certain Phosphate Lands in Nauru [Done at Nauru, August 10, 1993; entered into force August 20, 1993], 32 *I.L.M.* 1471 (1993); Partial Award containing

Settlement Agreements on the Iranian Bank Claims against the United States and on the International Court of Justice case concerning the Aerial Incident of July 3, 1988 [February 22, 1996], 35 *I.L.M.* 553 (1996). ちなみに、大ベルト海峡通航権事件の金銭支払いの性格については当事国間で見解に違いがある。cf. 32 *I.L.M.* 101 (1993).

(105) 杉原「前掲論文」五二五―五二六頁。

(106) 杉原「前掲論文」五一一頁。

(107) *Case of the Free Zones of Upper Savoy and the District of Gex*, P.C.I.J. ser. A, No. 22, (Order of August 19 th, 1929), p. 13.

(108) *Frontier Dispute, Judgment, I.C.J. Reports 1986*, p. 577, para. 46 : *Passage through the Great Belt* (*Finland v. Denmark*), *Provisional Measures, Order of 29 July 1991, I.C.J. Reports 1991*, p. 20, para. 35.

(109) そのような実行として具体的には、判決の形式として交渉命令が考えられ、判決以外の形式においても仮保全措置、訴訟指揮（手続期限の決定、規則三一条下の会合）等が対象となるように思われる。